

鹿児島県循環器病対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成30年法律第105号)第11条に規定する都道府県計画である「鹿児島県循環器病対策推進計画」(以下「計画」という。)の策定等に関し、必要な事項を検討するため、「鹿児島県循環器病対策推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他循環器病対策の推進に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、保健福祉部長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 協議会に会長、副会長を置く。
- 3 会長は、委員の中から互選するものとし、副会長は会長が指名するものとする。
- 4 会長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第6条 協議会は、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、鹿児島県保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。